

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成17年条例第136号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、春日部市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条第1項及び第5項の規定に基づき、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭を賦課徴収する場合に、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（賦課の基準等の決定）</p> <p>第2条</p> <p>3 法第96条の4第1項において準用する法第36条の3の規定による特別徴収金は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等に相当する額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、春日部市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条第1項及び第4項の規定に基づき、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭を賦課徴収する場合に、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（賦課の基準等の決定）</p> <p>第2条</p> <p>3 法第96条の4第1項において準用する法第36条の2の規定による特別徴収金は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の2の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等に相当する額とする。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。